

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
FAX 67-2117

令和2年分 町県民税申告相談について

2月4日（木）から町県民税申告相談を行います。1月1日現在で朝日町に住所がある方は、朝日町に申告する義務があります。所得税や町県民税を申告すべき方が未申告の場合、未申告加算税などが課せられる場合がありますので、忘れずに申告をしてください。

所得区分	持参していただくもの
申告者（該当者）	◎印鑑 ◎マイナンバーカードまたは番号確認書類＋本人確認書類 ◎控除額の証明となるもの（例） <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料控除の証明書（領収書） ・生命保険等の掛金証明書 ・地震保険料や建物共済掛金証明書 ・「医療費控除の明細書」及び領収書 ・障害者手帳（該当者） ・豪雨や豪雪等の災害による修繕の領収書等（支払合計5万円以上） ・寄附金受領証明書（ふるさと納税を含む）
給与所得がある方 （日雇い・アルバイトを含む）	◎給与、報酬、賃金などの源泉徴収票（原本） 日雇い者・アルバイト者で源泉徴収票がない方は、勤め先から収入額の証明書をもらってください。
事業所得がある方 （農業、営業、建設業等）	◎年間の収入、経費を確認できる書類 ・収支内訳書 ・帳簿（収支ノート）、領収書等
不動産所得がある方 （農地を貸し出し、賃料や作物をもらっている方・電柱等土地使用料をもらっている方等）	◎年間の収入を確認できる書類 ・土地の賃料が記載された書類や通帳 ◎水利費、土地改良区費等の領収書
年金、恩給をもらっている方	年金以外に収入がある方、扶養等の各所得控除をする方は申告が必要です。 ◎年金の源泉徴収票
その他の所得がある方	・年間の収入、経費を確認できる書類、帳簿、領収書等

◎農業または営業の方は「収支内訳書」や「収支ノート」を記載してきてください。

◎医療費控除の際は「医療費控除の明細書」を必ず添付する必要がありますので、持参ください。

▶問合せ先 税務町民課 税務係 ☎67-2107

【第23回朝日町小中学校児童生徒ひめさゆり俳句大会】 守谷茂泰氏 選
 佳作「ところてん 見つめてみれば 天の川」 大谷小6年 堀ニコ
 佳作「それぞれの願いを胸に 桜路」 朝日中2年 熊谷帆香

町県民税申告相談日程表（すべて開発センターホールで実施します）

日	月	火	水	木	金	土
▶受付時間 午前9時～午前11時、午後1時～午後3時（各日）				2/4 宇津野 松原	2/5 本町 杉山	2/6
2/7	2/8 西町 西原	2/9 栄町 大町	2/10 助ノ巻 新宿	2/11	2/12 前田沢 緑町	2/13
2/14	2/15 元町・雪谷 石須部・立木 白倉	2/16 太郎第一 太郎第二 太郎第三	2/17 常盤	2/18 松程	2/19 夏草・長沼 大谷第一 舟渡	2/20
2/21	2/22 大谷第六 中沢	2/23	2/24 大谷第五 大谷第七	2/25 栗木沢 大暮山	2/26 大谷第三 真中	2/27
2/28	3/1 大谷第二 大谷第四 川通	3/2 西船渡 能中 高田	3/3 四ノ沢 大滝 今平	3/4 古楨・送橋 下芦沢・水本	3/5 小原 平 大隅	3/6
3/7	3/8 宿 沼向	3/9 八ツ沼 大船木 大沼	3/10	3/11	3/12	3/13
予備日 (全地区対象)			予備日 (全地区対象)			

▶受付について

午前8時30分からホール前に番号札を出しますので、札を取り、控室（集会室ほか）でお待ちください。なお、電話等での事前予約は行っておりません。地区指定日に都合が合わない方は、予備日にお越しください。なお、例年、予備日は大変混雑します。可能な限り地区指定日にお越しください。

▶新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

来庁前に検温を実施し、発熱している場合や体調不良の場合は来庁を控えてください。また、来庁時にはマスク着用を徹底し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

▶問合せ先 税務町民課 税務係 ☎67-2107

郵送等による申告受付について

申告書は、郵送でも受付しています。郵送で提出した方は申告相談への来庁は不要です。なお、内容により、後日、確認等の連絡をする場合があります。

▶確定申告の方…所得税の納付や還付がある方

確定申告書を税務署へ郵送してください。用紙は、税務署窓口で取得、または国税庁ホームページからダウンロードしてください。また、e-tax（電子申告）による申告も可能です。

▶町県民税申告の方…所得税の納付や還付がない方

町県民税申告書を右記宛てに郵送してください。

用紙は担当課窓口で配布します。また、希望者には郵送しますので、問合わせください。

▶どちらの申告になるかわからない方

状況等を聞き、該当と思われる用紙を送付しますので、下記へ問合わせください。相談期間中は、職員が会場での対応となるため、問合せは1月中がスムーズです。

▶問合せ先 税務町民課 税務係 ☎67-2107

〒990-1442 朝日町大字宮宿 1115

各種控除等について

○ふるさと納税等の寄附金控除を受けられる方

<ふるさと納税ワンストップ特例制度について>

確定申告の不要な給与所得者等が、寄附先自治体に申告特例申請書を提出している場合、翌年度の個人住民税所得割額から、所得税の控除相当額と住民税の控除額が税額控除されます。

ただし、特例申請書を提出していても、下記に該当する場合は制度対象外となります（確定申告が必要です）。

- ①寄附先の自治体が6団体以上ある
- ②確定申告（住民税申告を含む）を行う必要がある自営業者等
- ③給与以外の所得（不動産所得、配当所得、一時所得、土地建物の譲渡所得等）がある
- ④医療費控除や住宅ローン控除の適用を受けるため確定申告をする など

○住宅借入金等特別控除を受けられる方

住宅を新築、購入または増改築等し、住宅借入金（取得）等特別控除を受けられる方は、次の書類を準備し確定申告をされるようお願いいたします。

初めて住宅借入金特別控除を受けられる方は適用対象となる要件等がありますので、寒河江税務署での申告をおすすめします。

【令和2年分の申告で初めて受けられる方の必要書類】

- ①住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
- ②家屋の登記簿謄本または抄本
- ③工事請負契約書、売買契約書の写し
- ④家屋の新築または購入の年月日、家屋の新築工事の請負代金または購入対価の額及び家屋の床面積を明らかにする書類またはその写し
- ⑤交付を受けた補助金等の額を証する書類

【すでに特別控除を受けている方で令和2年分について受ける方の必要書類】

- ①住宅資金に係る借入金の年末残高証明書
- ②税務署より送付されている住宅取得等特別控除証明書

○医療費控除を受けられる方

令和2年中に支払った申告者及び生計同一家族の医療費の合計が10万円（所得の合計額が200万円以下の方は、所得の合計額の5%）を超えた場合、医療費控除として超えた部分の金額を所得から控除することができます。

令和2年分の申告から、年間の支払金額をまとめた「医療費控除の明細書」の添付が必ず必要です。明細書の用紙は、国税庁ホームページでダウンロードするか、税務町民課でお渡しできます。

なお、領収書の代わりに保険機関が発行する年間の医療費の通知を利用することができますが、一定の月までの記載しかない場合もありますのでご注意ください。

【準備するもの】

- ①医療費控除の明細書
- ②医療機関や薬局で発行された領収書
- ③介護保険施設の領収書（医療費控除該当の記載があるもの）
- ④おむつ代の医療費控除を受ける場合は、医師が発行する「おむつ使用証明書」（6か月以上寝たきりなどの証明）が必要です。用紙が必要な方は税務町民課へお越しください。

※対象医薬品を1万2千円以上購入した場合に「セルフメディケーション税制」を受けることができます。ただし医療費控除との選択適用となります。

○障害者控除を受けられる方

障害者手帳等をお持ちでない方でも、介護保険の要介護認定を受けており一定の要件を満たす場合には、健康福祉課で発行する「障害者控除対象者認定書」により障害者控除が受けられます。認定書が必要な方は、健康福祉課介護支援係（☎67-2156）にご相談ください。

▶問合せ先

寒河江税務署 ☎86-2244
税務町民課 税務係 ☎67-2107

※申告相談期間中（2月4日（木）～3月12日（金））は、担当職員が申告対応で不在となる場合が多いため、申告に関する相談や問い合わせ等は1月中にお願いします。

【第 23 回 朝日町小中学校児童生徒 ひめさゆり俳句大会】 佐竹伸一 氏 選
佳作「いもほりだもぐらみたいにお手つだい」 大谷小 3 年 堀上総
佳作「クリスマス サンタがなぜか パパだった」 朝日中 1 年 阿部 悠太

令和 2 年度の税制改正に伴う主な変更点について

○給与所得控除・公的年金等控除の変更

給与所得控除・公的年金等控除が一律 10 万円引き下げられました。

【例】給与収入 100 万円の場合

改正前＝所得 35 万円

改正後＝所得 45 万円

○所得金額調整控除の創設

次の①か②に当てはまる場合、申告により所得金額調整控除が適用されます。

①給与等の収入金額が 850 万円を超え、本人・配偶者・扶養親族のいずれかが特別障害者である場合、もしくは 23 歳未満の扶養親族がいる場合
→年末調整、もしくは申告により最大で 15 万円分の所得控除を受けることができます。

②給与所得と公的年金等の雑所得の両方があり、その合計金額が 10 万円を超える場合

→申告をすることで、最大で 10 万円分の所得控除を受けることができます。

○基礎控除額

控除額が 10 万円引き上げられ、48 万円になりました。合計所得金額が 2,400 万円を超える方は、その合計所得金額に応じて控除額が変わります。

○ひとり親控除の創設

婚姻歴や性別にかかわらず、一定の要件を満たす場合は 35 万円を控除することができる「ひとり親控除」が創設されました。

※その他の変更点等について、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。また、同ホームページで税務相談チャットボットが開設されています。こちらもご活用ください。

【国税庁ホームページ】

<https://www.nta.go.jp/index.htm>

【税務相談チャットボット】

<https://www.nta.go.jp/shiraberu/chatbot/index.htm>

新型コロナウイルス感染症に係る各種政策の取り扱いについて

○主な給付金や助成金の取り扱いについて

▶申告しなくてもよいもの（非課税になるもの）

- ・特別定額給付金（国からの 10 万円の給付金）
- ・子育て世代への臨時特別給付金
- ・ひとり親への臨時特別給付金
- ・プレミアム付き商品券
（消費者が自分で購入するもの）

▶申告が必要なもの（課税の対象となるもの）

【事業所得として申告】

収支内訳書に収入として記載してください。

- ・持続化給付金
- ・雇用調整助成金
- ・その他事業（営業・農業・不動産等）にかかる給付金、助成金

【一時所得として申告】

- ・自治体（町・県）独自の給付金
- ・GoTo キャンペーン of 給付金
（トラベル、イート、イベントの 3 種類のキャンペーンで助成された金額が該当）
- ・朝日町地域商品券
（1 人当たり 5 千円で全世帯に配布されたもの）

※ただし一時所得は、その他の一時所得（保険の満期等による所得など）を合計し、50 万円を超えない場合は非課税となるため、申告は不要です。

○中止イベントチケットの払い戻しについて

新型コロナウイルスの拡大防止に伴い中止されたイベントのうち、払い戻しを受けなかったチケット代を寄付金として取り扱うことができるものがあります。対象となるイベントや手続きは、文化庁ホームページで確認いただくか、税務町民課へ問合わせください。

○医療費控除について

マスクや消毒液の購入費は、治療等の費用に該当しないため、医療費控除の対象外です。PCR 検査費用は次のとおりです。

- ・医師等の判断により受けた場合…対象
- ・感染していないことを明確にする目的など、自己の判断により受けた場合…対象外

※ただし、検査結果が「陽性」であることが判明し、引き続き治療を行った場合…対象